

公益法人関連事業評価書（第三者分配型補助金等）

平成 18 年 3 月

評価対象（事業名）	医薬品等健康被害対策事業費補助金	
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
	IV	エイズの発症・まん延の防止を図ること

(2) 事業の概要

事業内容					
<p>本事業は、①エイズ患者遺族等相談事業として、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、現在、東京・大阪の2箇所で開催する遺族等相談事業をはじめ、全国各地で遺族等相談会、訪問相談等を行うものである。②また、ヤコブ病サポートネットワーク事業として、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、遺族等を対象とした電話相談等の事業を行うものである。</p> <p>なお、①の事業については、(財)友愛福祉財団（以下「財団」という。）がH I V訴訟原告団（東京・大阪H I V訴訟弁護団、以下「原告団」という。）に委託して行っており、②の事業については、財団がヤコブ病サポートネットワークに委託して行っているところである。</p>					
関連公益法人名					
(財)友愛福祉財団					
財政状況 (単位：百万円)					
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
国から交付された補助金等	6 9 (決算額)	7 7 (決算額)	8 2 (決算額)	9 3 (予算額)	9 4 (予算案)
第三者分配比率 (%)	1 0 0	1 0 0	9 8 . 1		

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
(必要性)
エイズ患者遺族等相談事業は、H I V訴訟の和解時の確認書（原告並びに大臣及び関連企業）やその後の原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議の場において確約された事業である。血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くした遺族等につ

いては、約3分の1に心的外傷後ストレス（PTSD）の症状が疑われると原告団からも報告されているところであり、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、遺族等に対する相談事業を行うことについては高い必要性が認められる。

また、ヤコブ病サポートネットワーク事業は、CJD訴訟の和解時の確認書（原告並びに大臣及び関連企業）において、支援を確約した事業である。難病のクロイツフェルトヤコブ病については、これまで専門的な相談窓口がなく、診療経験のある医療機関も少なかったことから、患者等はいわれのない偏見差別を受けるなど、医療・介護等において多くの困難な問題を経験してきているところである。これらを経験してきた遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために、遺族等に対する相談事業を行うことについては高い必要性が認められる。

（効率性・有効性）

財団は、HIV訴訟の和解以前の平成元年より、患者、遺族等の立場に立ってエイズ患者救済事業を行ってきており、本事業を行うに当たっても、数多くの相談事例の蓄積があるHIV訴訟原告団、ヤコブ病サポートネットワークと緊密に連携をとることができる。よって、財団が本事業を行うことにより、相談事業の開催場所や開催回数等について、遺族等の利便性等に配慮しやすくなることから事業の効率的な実施が可能となるとともに、相談会や訪問相談において、精神的な苦痛を効果的に緩和することにより、事業を有効的に実施しているところである。

（参考：平成16年度実績）

	東京 HIV 原告団	大阪 HIV 原告団	ヤコブ病サポートネットワーク
事務所相談			
電話相談等	379件	156件	260件
個別面談	50件		
訪問相談	27件	6件	
地方相談会	22回	9回	6回

評価結果（政策的必要性を始めとした合理的理由）

本事業は、HIV訴訟の和解時の確認書やその後の恒久対策協議において確約された事業及びCJD訴訟の和解時の確認書において確約された事業であり、血液製剤によるHIV感染により子や配偶者等を亡くした遺族等、及びクロイツフェルト・ヤコブ病により子や配偶者等を亡くした遺族等の精神的な苦痛を緩和し、福祉の向上を図る上で必要なものであることから、今後も継続して実施することとする。

また、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、財団を通じて行うことが適当である。

3. 特記事項